

I 令和2年度事業計画

1 事業の推進方策

(1) 農地中間管理事業

① 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が6年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業の転貸面積は、累積で約3,496ha、うち新規面積は約1,421haとなった。

一方で、新たな受け手の登録が減少し、受け手の機構利用がほぼ一巡したこと等から、令和元年度の転貸面積は約423ha、うち新規面積は約202haといずれも前年を下回った。

このようななか、農地中間管理事業の5年後見直しによる制度改正により、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業の手続きの簡素化、農地利用集積円滑化事業との統合一体化が図られ、農地中間管理事業の更なる活用が求められている。

こうした状況を踏まえ、県においては、「令和2年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、人・農地プランの実質化や重点実施区域への重点支援を行うことで、既存の担い手の規模拡大だけでなく、基盤整備事業による圃場条件の改善や新規就農者や企業参入など新たな担い手の確保などの取組を積極的に進め、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の更なる推進に取り組むこととしている。

当機構としても、県の方針や国における制度改正等を踏まえ、関係機関との連携強化を図り、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進する。

② 重点的取り組み事項

ア 推進体制の強化と連携

農地中間管理機構駐在員と各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の利用調整を図る。

また、農業委員会が行う定期検討会に関係機関とともに積極的に参加し、情報共有により計画的な推進を図る。

イ 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

人・農地プランの実質化に取り組む地区や基盤整備事業実施地区、各市町の大規模園芸団地推進地区を中心に、各市町の申請に基づき農地中間管理機構が指定する「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって重点推進し農地中間管理事業の利用向上を図る。

ウ 担い手への事業活用の働きかけとフォローアップの徹底

「担い手リスト」を活用し認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者等に対し規模拡大意向の確認を行うとともに、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかける。また、マッチング後のさらなる規模拡大等を支援するなどフォローアップを徹底する。

エ 優良農地情報の把握と公表

遊休農地の利用意向調査において機構への貸付を希望しているが、賃借権の設定ができていない農地及び一定の面積規模を有しているなどの機構の借受条件を満たす農地について、優良農地情報として機構のホームページで公表し受け手とのマッチングを促進する。

オ 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化

市町村農業公社やＪＡ等が取り組んできた農地利用集積円滑化事業については、制度改正に伴い、農地中間管理事業に統合されることから、関係機関との連携を強化し、事業の円滑な移行を推進する。

カ 農地の集団化・集約化

担い手の生産性向上やコスト低減を図るため、人・農地プランの実質化や基盤整備事業に向けた地域の話合い活動・合意形成等を通じて、担い手同士の農地交換等による農地の集団化・集約化の取組みを関係機関一体となって促進する。

(2) 畜産公共等事業

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）（草地林地総合整備型）

近年、増大している遊休耕地を畜産的に利用することにより、肉用牛振興を図るとともに、中山間地域の保全に資する。また、遊休牧野や既存牧野等、粗飼料生産基盤を整備し、畜産経営を強化することで、中山間地域の活性化を図る。

(3) 担い手対策事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、新たな担い手づくりに迫られている中、「農業」を職業選択の一つとしてとらえ農業法人等への雇用就農を希望する青年や退職者の関心が高まっている。

また、県下の殆どの市町等において就農学校やファーマーズスクールが設置され、新規就農者を確保、育成する新たな仕組みが整備されている。

県はこのような状況の中、就農相談の専任職員を配置し県内外の就農希望者に対し、各種の情報提供や就農支援体制を整備するなど、新規就農者の確保・育成を強力にサポートしている。この結果、平成28年度からの３年間で712名を確保し目標の704名を上回った。今後も令和元年度は年間255名、令和２年度から６年度は年間265名という高い目標を掲げて新規就農者の確保・育成に取り組む。

当公社は、こうした動きに連動して新規就農者を確保・育成するため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策も含めて幅広く展開する。

また、県新規就農相談センターとして、青年等の農業参入に必要な情報提供等を進めて担い手の確保・育成を加速するため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携をもとに、次の対策を実施する。

ア 担い手対策

就農希望者が求める多様なニーズに応えるため、就農学校やファーマーズスクールを運営する市町等と連携して就農相談活動を強化するとともに、農業法人等に職を求める若者

や退職者等の要望に対して、無料職業紹介事業を積極的に展開するなど、担い手の確保・育成対策を強化する。

また、地域において学童等を対象に実施する農業体験学習に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、新設された「大分県くじゅうアグリ創成塾」等や県立農業高等学校、若い農業者組織の農業経営等に関する活動に対し助成し、担い手の育成、相互の連携、技術の向上、地域の活性化を図る。

イ 青年就農者の確保対策

就農に向けて就農学校やファーマーズスクール等で就農技術研修を受ける者に対して国の農業次世代人材投資事業（準備型）で資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を進め、青年就農者の大幅な増加を図る。

(4) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す者や農業後継者の規模拡大を容易にするために、公社が事業主体となり栽培施設等を整備し、リースすることで、農業者の初期負担を軽減し、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを図る。

(5) 世界農業遺産継承事業

世界農業遺産は、社会や環境に長年適応しながら形作られた農業の土地利用や伝統的な農業文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ継承することが目的とされている。

平成25年度に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、平成26年度に県及び県内の金融機関からの借入により公社にファンドを造成している。令和2年度も、その運用益から県下での世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化への取り組みを支援する組織に助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

(6) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館については、設置目的や指定管理者募集要項の趣旨並びに公共施設としての役割等を認識し、指定管理申請時に提案した三つの目指すべき姿、『農業・農村と消費者の架け橋』、『子どもの笑顔がはじける憩いの場』、『県民に支えられともに育つ公園』の実現に向け、働き方改革を実践しながら魅力ある公園づくりを目指し邁進する。

具体的には、県産農林水産物を使った食を提供する『おおいたベジフルフェスタ』を来年度も引き続き年4回開催するとともに、昨年豊の国物産館内に設置した『ふれあい産直市場』や地元住民と連携する新イベント『とれとれ産直市場』を拡充することで、地域の農林水産業の応援に資する。

また、人気があり集客力のあるフラワーガーデン等の花づくり（春：ネモフィラ、夏・秋：コキア、コスモス等）を充実させると同時に、四季を通じて花木を鑑賞できるゾーン（モミジ、アジサイ、ハーブ等）の改修を行いながら季節感のある長期イベントを行う。

入園者の増加対策として引き続き北九州地域の大手企業・自治体等の訪問を強化するとともに、県内外の旅行会社・バス会社等に対しツアー誘致に取り組む。

都市農村交流研修館については、引き続き一般の方が参加しやすい環境を創出するとともに

に、野菜などの種蒔きから収穫等まで親子で楽しめる体験等を加え、農業文化公園らしい体験講座の充実を図る。

農山漁村女性とは、引き続き連携を密にし、特に若手農山漁村女性のスキルアップを県など行政と連携しながら支援する。

公園、研修館とも目標達成に向け、従来の利用者アンケートの回収率を高めるとともに、新たにお客様への聞き取り調査等も導入しながら的確な事業展開を行い、さらにサービスの向上に向け職員研修を一層強化する。